

4月の税務カレンダー

| | |
|-----------|-------|
| 個人所得税振替納税 | 4月21日 |
| 個人消費税振替納税 | 4月26日 |



年金制度改正法のポイント

令和2年5月29日に「年金制機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年6月5日に交付されました。この法律は、より多くの人々がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ろうとするものです。

1. 被用者保険の適用拡大

- ①パートなどの短時間労働者を被用者保険の対象とする事業所の企業規模要件が段階的に引き下げ。現行の従業員数「501人以上」の要件が、令和4年10月からは「101人以上」、令和6年10月からは「51人以上」となる
- ②5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の士業(10の士業)が追加
- ③厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し

- ①65歳以上で在職中の老齢厚生年金受給者について、現在は資格喪失時(退職時または70歳到達時)に65歳以降の被保険者期間を加えて老齢厚生年金の額が改定されているが、令和4年4月からは在職中であっても毎年1回(10月分から)年金額が改定
- ②60歳～64歳の在職老齢年金について、支給停止の基準額(賃金と年金の合計額)が現行の28万円から47万円に引き上げ(令和4年4月より)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大

- ①現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大(令和4年4月より)
- ②現在65歳より早く受給した場合には年金月額が減額(最大30%減額)となるが、65歳より後に受給を開始した場合には、年金月額が増額(最大42%増額)となっている。今回の改正で、75歳から受給を開始した場合には、年金月額は84%増額となる(令和4年4月より)

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し

- ①確定拠出年金の加入可能年齢(※)を引き上げるとともに、受給開始時期等の選択肢を拡大
※企業型DC: 厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満
個人型DC(iDeCo): 公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ②確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件の緩和など、制度面・手続き面の改善を図る

< 今年の花見はどうなる? >

毎年、春になると花見のシーズンを迎えます。今年の花見は、開花が早く入学式を迎えるころには既に散っていました。コロナ禍のこととはいえ、私は、立山公園、風頭公演、橘公園、大村公園の花見おまけに近所の鹿尾公園での花見を楽しむことができました。

毎年、桜の次は藤及びツツジや芝桜などが楽しみですが、黒木の大藤まつり(福岡県八女市)は中止とのこと。中山大藤まつり(福岡県柳川市)は今のところ不明です。大変残念です。

大村の松本ツツジ園もできれば行きたいところですが、みなさまはいかがでしょう？